

議案第 20 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい  
て

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施  
行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正)

第 1 条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
(昭和 31 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会委員	月額	32,900円	2,000円
---------	----	---------	--------

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 44 年条  
例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 16 条第  
2 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項」  
に、「、旅費及び勤務時間等」を「及び旅費」に改める。

第5条第1項及び第5条の2第2号中「第4条第2項第2号」を「第4条第3項第2号」に改める。

第5条の3第1項及び第3項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(北本市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第3条 北本市教育委員会の委員の定数を定める条例(平成22年条例第22号)の一部を次のように改正する。

「6人」を「5人」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。)の教育委員会の委員としての任期中(「在任特例期間」という。以下同じ。)においては、第1条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び第3条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に在職する教育長の在任特例期間においては、第2条の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例第1条及び第7条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例第1条、第5条の

3、第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。

(北本市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に在職する教育長の在任特例期間においては、第3条の規定による改正後の北本市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の北本市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。